

【表紙】

| | |
|------------|--|
| 【提出書類】 | 四半期報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の7第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成20年8月13日 |
| 【四半期会計期間】 | 第11期第1四半期（自平成20年4月1日至平成20年6月30日） |
| 【会社名】 | 株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング |
| 【英訳名】 | Japan Tissue Engineering Co., Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 小澤 洋介 |
| 【本店の所在の場所】 | 愛知県蒲郡市三谷北通6丁目209番地の1 |
| 【電話番号】 | 0533(66)2020（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 専務取締役 大須賀 俊裕 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 愛知県蒲郡市三谷北通6丁目209番地の1 |
| 【電話番号】 | 0533(66)2020（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 専務取締役 大須賀 俊裕 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社ジャスダック証券取引所 （東京都中央区日本橋茅場町1丁目4番9号） |

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | 第11期 第1四半期 累計(会計)期間 | 第10期 |
|---------------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 会計期間 | 自平成20年4月1日 至平成20年6月30日 | 自平成19年4月1日 至平成20年3月31日 |
| 売上高(千円) | 22,788 | 111,752 |
| 経常損失(千円) | 289,819 | 1,049,967 |
| 四半期(当期)純損失(千円) | 306,769 | 1,086,238 |
| 持分法を適用した場合の投資利益 (千円) | - | - |
| 資本金(千円) | 5,543,450 | 5,543,450 |
| 発行済株式総数(株) | 101,051 | 101,051 |
| 純資産額(千円) | 3,225,703 | 3,532,472 |
| 総資産額(千円) | 4,035,395 | 4,327,250 |
| 1株当たり純資産額(円) | 31,921.54 | 34,957.33 |
| 1株当たり四半期(当期)純損失 金額(円) | 3,035.79 | 13,074.45 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円) | - | - |
| 1株当たり配当額(円) | - | - |
| 自己資本比率(%) | 79.9 | 81.6 |
| 営業活動によるキャッシュ・フ ロー(千円) | 253,499 | 981,718 |
| 投資活動によるキャッシュ・フ ロー(千円) | 191,750 | 1,922,150 |
| 財務活動によるキャッシュ・フ ロー(千円) | - | 1,540,860 |
| 現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円) | 614,565 | 676,314 |
| 従業員数(人) | 83 | 75 |

(注) 1 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

4 第10期及び第11期第1四半期累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため、いずれも記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成20年6月30日現在

| | |
|---------|-------|
| 従業員数(人) | 83(9) |
|---------|-------|

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー・嘱託社員)は、当第1四半期会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期会計期間における生産実績を事業別に示すと、次のとおりであります。

| 事業 | 当第1四半期会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日) |
|--------------|---|
| 研究開発支援事業(千円) | 9,343 |

- (注) 1 金額は販売価格によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当第1四半期会計期間における受注実績を事業別に示すと、次のとおりであります。

| 事業 | 受注高(千円) | 受注残高(千円) |
|----------|---------|----------|
| 研究開発支援事業 | 9,558 | 1,270 |

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期会計期間の販売実績を事業別に示すと、次のとおりであります。

| 事業 | 当第1四半期会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日) |
|--------------|---|
| 再生医療製品事業(千円) | 13,444 |
| 研究開発支援事業(千円) | 9,343 |
| 合計 | 22,788 |

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

| 相手先 | 当第1四半期会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日) | |
|----------|---|-------|
| | 販売高(千円) | 割合(%) |
| 株式会社ニデック | 13,444 | 59.0 |

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間におきましては、平成19年11月5日に株式会社TSD Japanと締結しました、自家培養表皮ジェイスの治験業務委託契約を、平成20年4月15日をもって解約いたしました。

これは、自家培養表皮ジェイスの保険適用申請の審査が遅延したことにより、社内モニター業務実施体制を構築し、実施することが可能であると判断したためです。

3【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期会計期間における我が国経済は、企業収益が減少して設備投資もおおむね横ばいとなり、雇用情勢に厳しさが残り、個人消費もおおむね横ばいで、景気回復は足踏み状態にありました。一方、サブプライム住宅ローン問題を背景とする米国の景気後退懸念や株式・為替市場の変動、原油価格の高騰などから、景気の下振れリスクが高まっております。

このような環境のもと、当社は再生医療製品事業として、自家培養表皮、自家培養軟骨、自家培養角膜上皮の開発を進めてまいりました。自家培養表皮ジェイスについては、平成19年11月に提出した保険適用希望書の審査中ですが、ジェイス承認の条件である製造販売後調査等の準備を進めるとともに、製造・販売体制の整備を引き続き行いました。自家培養軟骨ACC-01は、製造販売承認の申請に先立ち、申請前相談を受けられるよう準備を進めました。自家培養角膜上皮EYE-01に関しては、独立行政法人医薬品医療機器総合機構から発せられた確認申請書に対する照会事項への回答を進めました。研究開発支援事業については、ラボサイト エピ・モデル、メラノ・モデル及びラボサイト セルカルチャーキットのラボサイトシリーズの拡販を進めました。また、JaCVAM

(Japanese Center for the Validation of Alternative Methods, 日本代替法評価センター)が推進する皮膚刺激性試験のバリテーション試験実施の準備を進めました。

こうした結果、当第1四半期累計期間における売上高は22,788千円となりましたが、再生医療製品事業にかかる研究開発投資や減価償却費負担等から営業損失は286,907千円、経常損失は289,819千円となり、四半期純損失は306,769千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間における現金及び現金同等物は、前事業年度末と比べて61,748千円減少し、614,565千円となりました。当第1四半期会計期間のキャッシュ・フローの概況は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、本社社屋に係る減価償却費が25,272千円、賞与引当金が23,406千円となったものの、税引前四半期純損失が305,819千円となり、253,499千円となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、定期預金の預入による支出100,000千円があったものの、定期預金の払戻による収入300,000千円があったため、191,750千円となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローはありません。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第127条各号に掲げる事項)は次のとおりであります。

当社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針を決定する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。

また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えます。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、ステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社の価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような大規模買付行為を行う者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考え、かかる提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から経営を負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えます。

基本方針実現のための取り組み

a) 企業価値向上への取り組み

当社は、「医療の質的变化をもたらすティッシュ・エンジニアリング（組織工学：生きた細胞を使い本来の機能をできるだけ保持した組織・臓器を人工的に作り出す技術）をベースに、組織再生による根本治療を目指し、21世紀の医療そのものを変えてゆく事業を展開する」ことを会社設立の趣旨とし、「再生医療の産業化を通じ、社会から求められる企業となる。法令・倫理遵守の下、患者様のQOL（生活の質）向上に貢献することにより、人類が生存する限り成長し続ける企業となる。その結果、全てのステークホルダーがより善く生きること信条とする」という企業理念に基づいて事業を展開しています。平成19年10月に日本初の製造承認を取得した再生医療製品、自家培養表皮ジェイスをはじめとした薬事法の適用を受ける『再生医療製品事業』と、現在販売中であります薬事法の適用を受けない研究用ヒト培養組織LabCyte（ラボサイト）シリーズ等の『研究開発支援事業』を展開しています。

当社は企業価値向上への取組みとして、年度毎に経営計画書を策定し、経営方針として事業推進強化、経営基盤強化を掲げ、全社員に伝達することにより目標の共有化を図っています。事業推進強化のため当社は、第一に、再生医療製品のメーカーとして、製造販売承認を取得した自家培養表皮ジェイスの製造販売活動を推進し、安定供給体制を構築するとともに、新たなビジネスモデルの確立を目指しています。次に自家培養軟骨の製造承認申請の提出、および受託開発に基づく自家培養角膜上皮の確認申請の適応に向けた活動を推進しています。これらの3本柱を順に製品として市場に送り出し、製造販売することにより、収益を拡大することができるものと考えます。また、並行して海外展開を含めた次期製品ならびに将来事業の開発を推進しています。さらに、研究開発支援事業につきましては、研究用ヒト培養組織の販売拡大に注力するとともに、同製品のラインナップを増やすべく研究開発を進めています。これらの再生医療製品の開発、製造販売、ならびに研究開発支援事業製品の販売拡大が、当社の企業価値の大きな要素となっています。

一方、経営基盤強化のため、適切な情報開示体制の構築と、再生医療の啓蒙を兼ねたPR活動および、多くの投資家の要望に応えることができるよう積極的なIR体制の構築、内部統制を実現する上で適切に牽制がかかり情報の信頼性を担保する情報システムの構築、事業の進捗と歩調を合わせた社屋拡張計画を推進しています。また、平成20年4月に導入しました新人事制度により、一層魅力のある職場環境の実現に努め、当社の持続的成長に不可欠な社員の育成・充実を図り、海外展開をも視野に入れた人材の強化を図ることができるものと考えます。

このような当社の創業以来の取組みの積み重ねが、現在の企業価値の源泉になっています。当社は、当社の企業文化の根源である設立趣旨、企業理念を高い次元で実現することにより、社会的意義を高め、経営資源を有効に活用するとともに、全てのステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させ、結果として当社の企業価値および株主共同の利益の向上に資することができるものと考えます。

b) コーポレート・ガバナンスについて

当社は、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するために、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制および公正で透明性のある経営システムを構築し、これを維持することに取り組んでいます。

当社が扱うヒト細胞・組織を利用したすべての再生医療製品は、薬事法の適用を受けるため、当社は薬事法を遵守して事業を展開しています。

当社は経営環境の著しい変化に対応し、経営の透明性実現のため、以下のような内部統制システムを構築しています。

当社の取締役会は、8名で構成され、その内3名は社外取締役です。取締役会は当社の経営戦略を策定・遂行するとともに、取締役の職務遂行を監督しています。特に社外取締役の起用により多角的な視点を取り入れ、代表取締役や社内取締役の独走を牽制しています。

また、監査役は取締役会およびコンプライアンス・リスク管理委員会等へ出席し、業務および財産の状況の確認を通じて、取締役の職務遂行を監査しています。3名の社外監査役で構成される監査役会は、内部監査室および会計監査人ならびに顧問弁護士と緊密な連携を保ち、情報交換を行ない、監査の有効性・効率性を高めています。

当社は創業時より、研究・開発事業に関する倫理的妥当性について審査を行なうこと、およびヒト組織・細胞等の収集・提供の実施状況など事業全般にわたる倫理的評価を行なうことを目的に、企業委員3名、外部委員7名で構成されるJ-TEC倫理委員会を設けています。

さらに当社では、業務上抱える各種リスクを正確に把握・分析し、適切に対処すべく、継続的にリスク管理体制の強化に取り組んでいます。主管部署は経営管理部が担当していますが、総合的なリスク管理については、コンプライアンス・リスク管理委員会で討議し、必要に応じて取締役会で検討をしています。また、災害、重大事故、訴訟等の経営に重大な影響を与える事実が発生した場合には、直ちに担当部署から部長、情報開示担当役員である専務、社長に連絡する体制をとり、状況を迅速・正確に把握し、対処することとしています。

c) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための
取り組み

当社は、平成20年5月14日開催の第129回取締役会において、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）」の導入を決議し、平成20年6月25日開催の当社第10期定時株主総会において、株主の皆様にご承認をいただきました。

具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

a) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。また、株式会社ジャスダック証券取引所の「上場有価証券の発行者による会社情報の適時開示等に関する規則」第2条の2に定める買収防衛策の導入に係る尊重事項（開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重）も充足しております。

b) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株券等に対する大規模買付け等がなされた際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

c) 株主意思を重視するものであること

本プランは、買付者等が本プランに定められた手続きに従うことなく大規模買付け等がなされた場合を除き、買付者等による大規模買付け等に対する対抗措置の発動について株主の皆様のご意思を直接確認するものです。

また、本プランは取締役会の導入決議後、定時株主総会において株主の皆様のご承認を得たものであり、その有効期間は3年間と定められ、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

d) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、その内容として、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

e) デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上のことから、本プランは、当社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期会計期間における研究開発活動の金額は、66,306千円であります。

なお、当第1四半期会計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 275,000 |
| 計 | 275,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 第1四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成20年6月30日) | 提出日現在発行数(株) (平成20年8月13日) | 上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名 | 内容 |
|------|--|-----------------------------|------------------------------------|----|
| 普通株式 | 101,051 | 101,051 | ジャスダック証券取引所 (NEO) | |
| 計 | 101,051 | 101,051 | | |

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回（平成16年12月7日臨時株主総会決議）

| 区分 | 第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日) |
|--|--|
| 新株予約権の数(個) | 2,154 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 2,154(注1、2) |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 100,000(注3) |
| 新株予約権の行使期間 | 平成19年12月8日から 平成26年12月6日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円) | 発行価格 100,000 資本組入額 50,000 |
| 新株予約権の行使の条件 | 発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行 することを要する。ただし、相続により新株予約権を取 得した場合はこの限りでない。 新株予約権発行時において当社または当社子会社の取締 役および従業員であった者は、新株予約権行使時におい ても当社、当社子会社または当社の関係会社の役員また は従業員であることを要する。ただし、任期満了による 退任、定年退職その他正当な理由のある場合ならびに 相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

2 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数に
ついて行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設
分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

3 行使価額を下回る払込金額で新株発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整
し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \frac{\text{新株発行又は} 1 \text{株当たり払込金}}{\text{処分株式数}} \times \text{額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新
設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

第2回(平成16年12月7日臨時株主総会決議及び平成17年4月26日並びに平成17年6月6日取締役会決議)

| 区分 | 第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日) |
|--|---|
| 新株予約権の数(個) | 252 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 240 12(注1、2) |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 100,000(注3) |
| 新株予約権の行使期間 | 平成17年4月27日から 平成26年12月6日まで 平成17年6月7日から 平成26年12月6日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 100,000 資本組入額 50,000 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。 新株予約権発行時において顧問であった者は、新株予約権行使時においても当社の顧問であることを要する。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

2 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

3 行使価額を下回る払込金額で新株発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \frac{\text{新株発行又は} \quad 1 \text{株当たり払込金}}{\text{処分株式数}} \times \text{額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

第3回(平成18年4月27日臨時株主総会決議)

| 区分 | 第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日) |
|--|---|
| 新株予約権の数(個) | 206 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 206(注1、2) |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 250,000(注3) |
| 新株予約権の行使期間 | 平成21年4月28日から 平成28年4月26日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円) | 発行価格 250,000 資本組入額 125,000 |
| 新株予約権の行使の条件 | 発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使 することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得し た場合はこの限りでない。 新株予約権発行時において当社または当社子会社の取締 役および従業員であった者は、新株予約権行使時において も当社、当社子会社または当社の関係会社の役員または従 業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定 年退職その他正当な理由のある場合ならびに相続により新 株予約権を取得した場合はこの限りでない。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

2 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数に
ついて行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設
分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

3 行使価額を下回る払込金額で新株発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整
し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \frac{\text{新株発行又は} \quad 1 \text{株当たり払込金}}{\text{処分株式数}} \times \text{額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とす
る。

また、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げ
る。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新
設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

第4回(平成18年4月27日臨時株主総会決議)

| 区分 | 第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日) |
|--|---|
| 新株予約権の数(個) | 140 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 140(注1、2) |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 250,000(注3) |
| 新株予約権の行使期間 | 平成18年4月28日から 平成28年4月26日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円) | 発行価格 250,000 資本組入額 125,000 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。 新株予約権発行時において顧問であった者は、新株予約権行使時においても当社の顧問であることを要する。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

2 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

3 行使価額を下回る払込金額で新株発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \frac{\text{新株発行又は} \quad 1 \text{株当たり払込金}}{\text{処分株式数}} \times \text{額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第5回（平成19年6月27日定時株主総会決議）

| 区分 | 第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日) |
|--|---|
| 新株予約権の数(個) | 253 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 253(注1、2) |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 200,000(注3) |
| 新株予約権の行使期間 | 平成22年6月28日から 平成29年6月26日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円) | 発行価格 200,000 資本組入額 100,000 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権者が当社の取締役および従業員ならびに当社 関係会社の役員または従業員のいずれの地位にあることを 要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等正当な理 由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場 合はこの限りではない。その他取締役会の認める正当な事 由ある場合はこの限りではない。 この他の条件は、株主総会および取締役会決議に基づき、 当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契 約」の定めるところによる。 新株予約権者が当社に本新株予約権を放棄する旨書類で 申し出た場合には、放棄した日をもって以後何人も当該新 株予約権を行使できない。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注4) |

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

2 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。

付与株式数を次の算式により調整し(1株未満の端数は切捨て。)、新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消滅していない新株予約権の総数を乗じた数とする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、決議日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消滅していない新株予約権の総数を乗じた数とする。

3 当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式の処分を行う場合(当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が

生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を助案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

4 組織再編に伴う新株予約権の承継

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を助案の上、上記 に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を助案の上、調整した再編後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使可能期間（平成22年6月28日から平成29年6月26日まで）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使可能期間（平成22年6月28日から平成29年6月26日まで）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

() 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

() 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記()記載の資本準備金等増加限度額から上記()に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

() 当社は、新株予約権者が権利行使をする前に、行使条件に該当しなくなったため本新株予約権を行使できない場合は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。

() 当社は、新株予約権者が新株予約権割当契約書の条項に違反した場合、取締役会が別途定める日に無償で新株予約権を取得することができる。

() 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

ア 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

イ 当社が分割会社となる吸収分割契約または新設分割計画承認の議案

ウ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

() その他の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金 増減額 (千円) | 資本金 残高 (千円) | 資本準備金 増減額 (千円) | 資本準備金 残高 (千円) |
|--------------------------|-----------------------|----------------------|--------------------|-------------------|----------------------|---------------------|
| 平成20年4月1日～ 平成20年6月30日 | - | 101,051 | - | 5,543,450 | - | 3,373,450 |

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしておりません。

【発行済株式】

平成20年6月30日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|--------------|----------|----|
| 無議決権株式 | - | - | - |
| 議決権制限株式(自己株式等) | - | - | - |
| 議決権制限株式(その他) | - | - | - |
| 完全議決権株式(自己株式等) | - | - | - |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 101,051 | 101,049 | - |
| 単元未満株式 | - | - | - |
| 発行済株式総数 | 101,051 | - | - |
| 総株主の議決権 | - | 101,049 | - |

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2株含まれております。なお、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数2個が含まれておりません。

【自己株式等】

平成20年6月30日現在

| 所有者の氏名 又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義 所有株式数 (株) | 他人名義 所有株式数 (株) | 所有株式数 の合計 (株) | 発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%) |
|----------------|--------|----------------------|----------------------|---------------------|--------------------------------|
| - | - | - | - | - | - |
| 計 | - | - | - | - | - |

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

| 月別 | 平成20年4月 | 5月 | 6月 |
|-------|---------|---------|---------|
| 最高(円) | 138,000 | 120,000 | 103,000 |
| 最低(円) | 109,000 | 89,200 | 87,000 |

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所NEOにおけるものであります。

3【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当第1四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第6条第1項第5号のただし書きにより、改正後の四半期財務諸表等規則を早期に適用しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
 (1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

| | 当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日) | 前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年3月31日) |
|---------------|-----------------------------|--------------------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 2,775,215 | 3,036,964 |
| 受取手形及び売掛金 | 9,328 | 9,958 |
| 製品 | 132 | 164 |
| 仕掛品 | 437 | 520 |
| 原材料及び貯蔵品 | 39,418 | 36,005 |
| その他 | 17,574 | 25,260 |
| 流動資産合計 | 2,842,106 | 3,108,873 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物(純額) | 786,948 | 802,666 |
| その他(純額) | 366,110 | 372,917 |
| 有形固定資産合計 | 1,153,059 | 1,175,583 |
| 無形固定資産 | | |
| 投資その他の資産 | 7,964 | 8,129 |
| 固定資産合計 | 1,171,943 | 1,194,684 |
| 繰延資産 | 21,345 | 23,693 |
| 資産合計 | 4,035,395 | 4,327,250 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 支払手形 | 24,653 | 35,461 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 96,700 | 96,700 |
| 未払法人税等 | 5,542 | 15,827 |
| 賞与引当金 | 23,406 | 40,859 |
| その他 | 140,367 | 89,807 |
| 流動負債合計 | 290,670 | 278,655 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 435,150 | 435,150 |
| 役員退職慰労引当金 | 66,200 | 63,300 |
| その他 | 17,672 | 17,672 |
| 固定負債合計 | 519,022 | 516,122 |
| 負債合計 | 809,692 | 794,778 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 5,543,450 | 5,543,450 |
| 資本剰余金 | 3,373,450 | 3,373,450 |
| 利益剰余金 | 5,691,196 | 5,384,427 |
| 株主資本合計 | 3,225,703 | 3,532,472 |
| 純資産合計 | 3,225,703 | 3,532,472 |
| 負債純資産合計 | 4,035,395 | 4,327,250 |

(2)【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

| | 当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日) |
|--------------|---|
| 売上高 | 22,788 |
| 売上原価 | 20,867 |
| 売上総利益 | 1,921 |
| 販売費及び一般管理費 | 288,828 |
| 営業損失() | 286,907 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 1,984 |
| 受取配当金 | 0 |
| その他 | 474 |
| 営業外収益合計 | 2,459 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 3,024 |
| 株式交付費償却 | 2,347 |
| 営業外費用合計 | 5,372 |
| 経常損失() | 289,819 |
| 特別利益 | |
| 役員退職慰労引当金戻入額 | 1,600 |
| 特別利益合計 | 1,600 |
| 特別損失 | |
| 損害賠償金 | 17,600 |
| 特別損失合計 | 17,600 |
| 税引前四半期純損失() | 305,819 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 950 |
| 法人税等合計 | 950 |
| 四半期純損失() | 306,769 |

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

| | 当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日) |
|----------------------------|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 税引前四半期純損失() | 305,819 |
| 減価償却費 | 25,272 |
| 賞与引当金の増減額(は減少) | 17,452 |
| 役員退職慰労引当金の増減額(は減少) | 2,900 |
| 受取利息及び受取配当金 | 1,984 |
| 支払利息 | 3,024 |
| 売上債権の増減額(は増加) | 630 |
| たな卸資産の増減額(は増加) | 3,298 |
| 仕入債務の増減額(は減少) | 10,807 |
| 未払金の増減額(は減少) | 48,128 |
| 未払又は未収消費税等の増減額 | 12,005 |
| その他 | 2,669 |
| 小計 | 250,069 |
| 利息及び配当金の受取額 | 463 |
| 法人税等の支払額 | 3,892 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 253,499 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 定期預金の預入による支出 | 100,000 |
| 定期預金の払戻による収入 | 300,000 |
| 有形固定資産の取得による支出 | 3,051 |
| 無形固定資産の取得による支出 | 5,250 |
| その他 | 52 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 191,750 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | - |
| 現金及び現金同等物の増減額(は減少) | 61,748 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 676,314 |
| 現金及び現金同等物の四半期末残高 | 614,565 |

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

| | 当第1四半期会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日) |
|-----------------|--|
| 会計処理基準に関する事項の変更 | <p>(たな卸資産の評価基準及び評価方法の変更)</p> <p>通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、商品、製品、原材料及び仕掛品は総平均法による原価法並びに貯蔵品は最終仕入原価法によっておりましたが、当第1四半期会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、商品、製品、原材料及び仕掛品は総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)並びに貯蔵品は最終仕入原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(リース取引に関する会計基準の適用)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度に係る四半期財務諸表から適用できることになったことに伴い、当第1四半期会計期間からこれらの会計基準等を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。</p> |

【簡便な会計処理】

| | 当第1四半期会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日) |
|-----------------|---|
| たな卸資産の評価方法 | 当第1四半期会計期間末における棚卸高の算出に関して、実地棚卸を省略し前事業年度に係る実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。 |
| 固定資産の減価償却費の算定方法 | 減価償却の方法として定率法を採用している固定資産については、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。 |

【追加情報】

| 当第1四半期会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日) |
|--|
| (有形固定資産の耐用年数の変更) 当社の機械及び装置については、従来、耐用年数を4～12年としておりましたが、平成20年度の法人税法の改正を契機として資産の利用状況を見直した結果、当第1四半期会計期間より、4～7年に変更しました。 これにより、営業損失、経常損失及び税引前四半期純損失は、それぞれ2,280千円増加しております。 |

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

| 当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日) | 前事業年度末 (平成20年3月31日) |
|---------------------------------|---------------------------------|
| 有形固定資産の減価償却累計額は、655,429千円であります。 | 有形固定資産の減価償却累計額は、630,321千円であります。 |

(四半期損益計算書関係)

| 当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日) | |
|---|----------|
| 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 | |
| 従業員給料及び手当 | 65,936千円 |
| 賞与引当金繰入額 | 15,672千円 |
| 役員退職慰労引当金繰入額 | 4,500千円 |
| 研究開発費 | 66,306千円 |

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

| 当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日) | |
|--|------------------|
| 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在) | |
| 現金及び預金勘定 | 2,775,215千円 |
| 預入期間が3ヶ月を超える 定期預金 | 2,160,650千円 |
| 現金及び現金同等物 | <u>614,565千円</u> |

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成20年6月30日)及び当第1四半期累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

- 発行済株式の種類及び総数
普通株式 101,051株
- 自己株式の種類及び株式数
該当事項はありません。
- 新株予約権等に関する事項
ストック・オプションとしての新株予約権
新株予約権の四半期会計期間末残高はありません。
- 配当に関する事項
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

| 当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日) | 前事業年度末 (平成20年3月31日) |
|-----------------------------|------------------------|
| 1株当たり純資産額 31,921.54円 | 1株当たり純資産額 34,957.33円 |

2 1株当たり四半期純損失金額

| 当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日) |
|--|
| 1株当たり四半期純損失金額 3,035.79円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。 |

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日) |
|---|---|
| 四半期純損失(千円) | 306,769 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - |
| 普通株式に係る四半期純損失(千円) | 306,769 |
| 期中平均株式数(株) | 101,051 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要 | |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月12日

株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松井 夏樹 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 晴久 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリングの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第11期事業年度の第1四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリングの平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。